

(公印省略)
伊監第40号
令和5年7月5日
(2023年)

様

伊丹市監査委員 堀口 明伸

伊丹市監査委員 齊藤 真治

監査結果報告に対する措置通知報告について

地方自治法第199条第9項の規定に基づく定期監査結果報告に対し、同条第14項の規定により講じた措置の通知がありましたので、次のとおり報告します。

記

1 監査の種別

定期監査（フォローアップ）

（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査）

2 監査の対象部局

令和3年度(2021年度)に定期監査を実施した部局及び一部令和4年度(2022年度)にフォローアップ監査を実施した部局の事務の改善状況

3 措置を講じた部局

健康福祉部

地域福祉室

障害福祉課

都市活力部

まち資源室

空港・にぎわい課

教育委員会事務局

こども未来部

幼児教育保育室

幼児教育推進課、教育保育課

4 監査の期間

令和5年(2023年)4月4日～令和5年(2023年)6月2日

5 監査結果提出日

令和5年(2023年)6月22日

6 措置の内容

別紙令和5年(2023年)7月3日付け伊健地障第1655号、令和5年(2023年)6月29日付け伊活ま空第387号、令和5年(2023年)6月28日付け伊教委こ幼幼第290号の回答文書のとおりです。

(公 印 省 略)
伊健地障第1655号
令和5年7月3日
(2023年)

伊丹市監査委員 堀口 明伸 様

伊丹市監査委員 齊藤 真治 様

伊丹市長 藤原 保幸

監査結果報告に対する措置について

地方自治法第199条第9項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第14項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 監査の対象部局

令和3年度(2021年度)に定期監査を実施した部局の事務の改善状況

健康福祉部 地域福祉室 障害福祉課

保健医療推進室 後期医療福祉課

2 措置を講じた部局

健康福祉部 地域福祉室 障害福祉課

3 監査の種別

定期監査 (フォローアップ)

(地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査)

4 監査の期間

令和5年(2023年)4月4日～令和5年(2023年)6月2日

5 措置の内容

別紙のとおり

監査結果に対する措置について

健康福祉部 地域福祉室 障害福祉課

指 摘 事 項 等	講 じ た 措 置
<p>1 支出事務について</p> <p>(1) 障害者地域活動支援センター事業費補助金 交付要綱について</p> <p>伊丹市障害者地域活動支援センター事業費補助金交付要綱によると、補助金の額は、要綱別表に掲げる対象経費の実支出額（当該事業に係る寄附金その他の収入があるときは、その寄附金その他の収入額を控除した額）と要綱別表に掲げる基準額とを比較して、少ない方の額とする旨規定されています。</p> <p>令和3年度の補助金の確定事務を確認したところ、要綱中、補助金を算定する上で相互に関連する第3条、第4条及び別表の規定の内容が不適切で、補助対象経費や基準額と比較すべき金額が判然としません。</p> <p>改めて要綱の規定内容を整理して、改正してください。</p>	<p>ご指摘の箇所を含め要綱全体の規定内容を整理したうえで要綱を改正することにより、補助対象経費等の金額を明確に規定し、適正な補助金算定事務に努めてまいります。</p>

(公 印 省 略)
伊 活 ま 空 第 387 号
令 和 5 年 6 月 29 日
(2023 年)

伊丹市監査委員 堀口 明伸 様

伊丹市監査委員 齊藤 真治 様

伊丹市長 藤原 保幸

監査結果報告に対する措置について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第 14 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 監査の対象部局

令和 3 年度(2021 年度)に定期監査を実施した部局の事務の改善状況

都市活力部 産業振興室 商工労働課

まち資源室 空港・にぎわい課

2 措置を講じた部局

都市活力部 まち資源室 空港・にぎわい課

3 監査の種別

定期監査 (フォローアップ)

(地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項による監査)

4 監査の期間

令和 5 年(2023 年)4 月 4 日～令和 5 年(2023 年)6 月 2 日

5 措置の内容

別紙のとおり

監査結果に対する措置について

都市活力部 まち資源室 空港・にぎわい課

指 摘 事 項 等	講 じ た 措 置
<p>1 財産管理について</p> <p>(1) いたみ花火大会実行委員会の会計事務について</p> <p>令和4年度のいたみ花火大会実行委員会の会計事務を確認したところ、職員の私費による立替払が17件ありました。</p> <p>立替払による支出は、事故やミスが生じるリスクが高く、公金においては行うことができないものです。任意団体における準公金においても、職員による立替払が生じないよう適正な事務を行ってください。</p>	<p>今後は、職員による立替払が生じないよう事務を見直します。</p>

(公 印 省 略)
伊教委こ幼幼第 290 号
令和 5 年 6 月 28 日
(2023 年)

伊丹市監査委員 堀口 明伸 様

伊丹市監査委員 齊藤 真治 様

伊丹市教育長 木下 誠

監査結果報告に対する措置について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第 14 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 監査の対象部局

令和 3 年度(2021 年度)に定期監査を実施した部局及び令和 4 年度(2022 年度)にフォローアップ監査を実施した部局の事務の改善状況

こども未来部 幼児教育保育室 幼児教育推進課、教育保育課
こども発達支援センター

2 措置を講じた部局

こども未来部 幼児教育保育室 幼児教育推進課、教育保育課

3 監査の種別

定期監査 (フォローアップ)

(地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項による監査)

4 監査の期間

令和 5 年(2023 年)4 月 4 日～令和 5 年(2023 年)6 月 2 日

5 措置の内容

別紙のとおり

監査結果に対する措置について

こども未来部 幼児教育保育室 幼児教育推進課

指 摘 事 項 等	講 じ た 措 置
<p>1 支出事務について</p> <p>(1) 保育所等の会計年度任用職員の報酬支給について</p> <p>保育所等から4園所を抽出し、令和5年2月分の報酬支給事務について調査したところ、パートタイム会計年度任用職員の勤務時間の集計誤りが1件ありましたので、精算を行うよう指導してください。</p>	<p>令和5年2月の勤務時間の集計誤りにつきましては、精算処理を行いました。また、今後につきましてはルールの周知徹底を図る等により、適切な支給に努めて参ります。</p>

監査結果に対する措置について

こども未来部 幼児教育保育室 教育保育課

指 摘 事 項 等	講 じ た 措 置
<p>1 収入事務について</p> <p>(1) 債権管理について</p> <p>前回の定期監査において、債権管理の実態を総点検し、滞納処分や支払督促等の適正な管理のために必要な措置を講じるよう指摘していましたが、いずれも不十分です。</p> <p>厳正な債権管理に向け、早急に所要の措置を講じてください。</p>	<p>今後は、改めて、「伊丹市債権の管理に関する条例」等に基づき、債権管理の実態を早急に総点検した上で、滞納者への催告書の発送、架電による納付勧奨、児童手当からの天引き、滞納処分など所要の措置を講じて、適正な債権管理に努めます。</p>